

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
第2回総務企画専門委員会

1. 日 時

令和5年8月29日(火) 10:00~10:55

2. 場 所

甲賀市役所別館101会議室

3. 出欠状況

出席者 22名

代理出席者 2名

欠席者 6名

4. 内 容

報告事項

第1号報告 今年度の活動取り組み状況について

第2号報告 委員の一部変更について

協議事項

第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市運営ボランティア募集要項
(案) 承認

第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市大会報告書作成方針(案)
承認

第3号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎おもてなし実施要項(案)
承認

第4号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市案内所・休憩所設置運営要項
(案) 承認

第5号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎装飾実施要項(案)
承認

第6号議案 お弁当メニューおよびパッケージデザインの協力依頼について(案)
承認

その他

啓発活動について、委員の皆様が所管されているイベント等で啓発に伺えるものがあればご紹介いただきたい旨事務局より依頼した。

質疑応答

協議事項 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市運営ボランティア募集要項（案）」

質問者	質問内容	事務局回答
一般社団法人甲賀市国際交流協会	募集人数 200 人程度、応募要件中学生以上とのことなので、中学生、高校生だと活動日が土日になり、学生ばかり集まっても困るということになるかと思うが、細かいところは「別に定める」で決めるということか。	活動内容決定の際に、活動希望調査で活動日、内容の希望を踏まえて決定するため、不足する時間帯とかある場合は応募者の中で調整することになるかと思うが、詳細は別に定める要綱で検討していきたい。
甲賀市市民活動推進課	5 ページ、13 .「甲賀市個人情報保護条例」は廃止になって「甲賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」に変わっているので修正をお願いしたい。	修正のうえ、皆様に報告する。
甲賀市手をつなぐ育成会	11 . 交通費自己負担とのことだが、中学生以上の学生の場合の対応は？自己負担か。	原則自己負担で募集の際にも明示して募集するため、応募の際に一定理解していただいていると思うが、例えば学校単位で参加される場合などは、輸送バスを段取りするなど柔軟に対応したいと考えている。

協議事項 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市大会報告書作成方針（案）」

質問者	質問内容	事務局回答
一般社団法人甲賀市国際交流協会	報告書はいつもいろんなところが作って配られるが、その後の活用という点でどうなのか、棚に積んでるだけなら問題だと思う。想定予算はどの程度か。報告書もデジタルで作りホームページとかに掲載するのであれば安くできる可能性があるし、いろ	予算については令和7年度計上予定で、見積もり取る前の準備中、概算もつかんでいない。内容については、今後何かするときに国スポのときどうだったか振り返ってもらえる内容に編纂していきたい。デジタル版も検討の余地もありますので、今

	んな人がアクセスできるし、大きな予算をかける範囲を十分検討されたほうが有益な予算の使い方になるかと思う。	後、検討していきたい。
--	--	-------------

協議事項 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎おもてなし実施要項（案）」

質問者	質問内容	事務局回答
甲賀市商工会女性部	情報発信は市のHP、SNSと思うが、各種団体等でもHPやSNS持っているの、各種団体から発信するときのハッシュタグとかを決めていただくと各種団体からの発信も可能なので検討していただきたい。	検討するので、ぜひ、ご協力お願いしたい。

協議事項 「お弁当メニューおよびパッケージデザインの協力依頼について（案）」

質問者	質問内容	事務局回答
甲賀市商工会女性部	お弁当メニューについて、甲南高校に提案してもらった後、弁当調製施設に資料提供し可能な限りメニューに取り入れるということだが、高校がメニュー開発されるときに施設も一緒に関わってメニュー考案するということは考えていないか。そういった形をとることで、せっかく学生さんがメニュー考えても施設側でこれはできない、あれはできないということになれば、学生さん側でいろんな可能性の中で考えて、実際に調理するにあたってコスト面などで取り入れられないとなるとせっかくのメニューを考えたのに世に出ないということになる前に検討されるほうがよいのではないか。	弁当調製施設の選定は別の宿泊衛生専門委員会で審議されることとなっている。可能な限りタイミングを合わせて、ご指摘いただいたように、メニュー考案と施設選定を一緒に進めていけるよう、団体、委員会と調整して進めていきたい。
	昨年の全国植樹祭の際に、甲賀の食材をとということで、お弁当	十分配慮してお弁当作成できるよう配慮していきたい。

	を考案されたが、食材がなくなつたと聞いている。そういったことも考慮してほしい。	
--	---	--

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会

第2回総務企画専門委員会



KOKA
CITY



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025

本市開催競技

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」

会期 令和7年(2025年)9月28日(日)~10月8日(水)

【正式競技】			【特別競技】
<p>軟式野球 (成年男子)</p>  <p>10/4(土)~6(月) 甲賀市民スタジアム</p>	<p>ゴルフ (少年男子)</p>  <p>9/28(日)~30(火) ベアズパウジャパン カントリークラブ</p>	<p>サッカー (少年男子・ 少年女子)</p>  <p>10/3(金)~5(日) 水口スポーツの森 陸上競技場</p>	<p>高等学校野球 (軟式)</p>  <p>9/29(月)~ 10/2(木) 甲賀市民 スタジアム</p>
【公開競技】		【デモンストレーションスポーツ】	
<p>グラウンド・ゴルフ</p>  <p>9/13(土)~14(日) 水口スポーツの森</p>	<p>ソフトバレーボール</p>  <p>水口体育館</p>	<p>カローリング</p>  <p>水口体育館</p>	

第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」

会期 令和7年(2025年)10月25日(土)~27日(月)

【正式競技】	
<p>フライングディスク</p>  <p>水口スポーツの森</p>	<p>ボッチャ</p>  <p>水口体育館</p>

本市開催競技

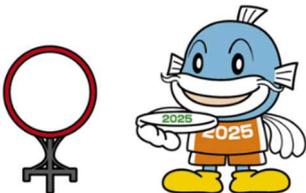
第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」

会期 令和7年(2025年)9月28日(日)~10月8日(水)

【正式競技】			【特別競技】
<p>軟式野球 (成年男子)</p>  <p>10/4(土)~6(月) 甲賀市民スタジアム</p>	<p>ゴルフ (少年男子)</p>  <p>9/28(日)~30(火) ベアズパウジャパン カントリークラブ</p>	<p>サッカー (少年男子・ 少年女子)</p>  <p>10/3(金)~5(日) 水口スポーツの森 陸上競技場</p>	<p>高等学校野球 (軟式)</p>  <p>9/29(月)~ 10/2(木) 甲賀市民 スタジアム</p>
【公開競技】		【デモンストレーションスポーツ】	
<p>グラウンド・ゴルフ</p>  <p>9/13(土)~14(日) 水口スポーツの森</p>	<p>ソフトバレーボール</p>  <p>水口体育館</p>	<p>カローリング</p>  <p>水口体育館</p>	

第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」

会期 令和7年(2025年)10月25日(土)~27日(月)

【正式競技】	
<p>フライングディスク</p>  <p>水口スポーツの森</p>	<p>ボッチャ</p>  <p>水口体育館</p>

目 次（次第）

1．開 会

2．挨 拶

3．報告事項

第1号報告

今年度の活動取り組み状況について . . . P.1

第2号報告

委員の一部変更について . . . P.2

4．協議事項

第1号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市運営ボランティア募集要項（案）
. . . P.3

第2号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市大会報告書作成方針（案）
. . . P.6

第3号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎おもてなし実施要項（案）
. . . P.7

第4号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市案内所・休憩所設置運営要項（案）
. . . P.8

第5号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎装飾実施要項（案）
. . . P.10

第6号議案

お弁当メニューおよびパッケージデザインの協力依頼について（案）
. . . P.11

5．その他

啓発活動の機会の情報提供について（お願い）

6．閉 会

今年度の活動取り組み状況について

令和 5 年 5 月

5/25 (木)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 第 1 回総会開催
「にんじゃえもん」「ぼんぼこちゃん」PR 大使任命式

令和 5 年 7 月

7/1 (土)

「第 11 回ふれあいゆるスポフェスティバル」にて PR 活動
PR ブースの設置、大会キャラクター「チャッフィー」、PR 大使「にんじゃえもん」による PR 活動

7/27 (木)

「少年女子サッカー大会」にて PR 活動
PR グッズの配布、PR 大使「にんじゃえもん」による PR 活動

令和 5 年 8 月

実行委員会ホームページ開設・運営

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
総務企画専門委員会委員の一部変更について

令和5年(2023年)8月29日現在

令和5年(2023年)3月29日以降における総務企画専門委員会委員の変更について、次のとおり報告する。

【委員】

選出区分	所属機関・団体名	新任者	前任者
産業経済 社会福祉 交流文化	甲賀市商工会青年部	白石 欣也	田嶋 耕治
学 校	甲賀市小学校長会	木村 健二	宝本 正樹
	甲賀市中学校長会	赤尾 優文	乾 斉司
	甲賀市湖南市高等学校長会	関司 裕子	大林 義宜
甲賀市	総合政策部政策推進課	竜王 みゆき	宮治 桂太郎
	総合政策部秘書広報課	徳地 広樹	高畑 秀司
	総合政策部情報政策課	奥山 博	北野 真
	健康福祉部障がい福祉課	竹原 勝敏	福田 かおり
	産業経済部商工労政課	桶井 幸一	松下 泰也
	産業経済部観光企画推進課	山本 典彦	三鼓 明寛
	教育委員会事務局教育総務課	田原 聖史	西川 蓉子
	教育委員会事務局学校教育課	松岡 和子	松村 隆雅
こども政策部保育幼稚園課	椎野 康浩	小西 敦子	

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市運営ボランティア募集要項（案）

1．目的

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市市民運動基本計画」に基づき、本市で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下、「両大会」という。）および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ競技別リハーサル大会」において、円滑な両大会の運営を進めるため、運営および広報に携わるボランティアの募集について、必要な事項を定める。

2．募集主体

募集の主体は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）とする。

3．活動内容等

ボランティアの主な活動内容は、次の表のとおりとする。

区 分	主 な 活 動 内 容
受付・会場案内	各競技会場における受付、案内および資料配布等
休憩所	休憩所等でのドリンクサービスおよびおもてなし
弁当配布	弁当引換所での弁当の配布、空き箱回収等
会場整理	競技会場の会場準備および来場者の誘導
環境美化	競技会場内外の清掃、花の管理、ごみ箱の管理等
駐車場整理	競技会場周辺および駐車場での誘導
広報活動	イベント等における大会等のPR活動
その他	上記のほか、両大会の運営に関する活動

4．募集人数および募集期間

（1）募集人数 200人程度

（2）募集期間 令和6年 月 日から募集人数に達するまで

ただし、市実行委員会は必要に応じて人数、期間を変更することができる。

5．募集要件

（1）令和7年4月1日時点で、甲賀市内に在住または通勤・通学している中学生以上の個人

(2) 甲賀市に活動の拠点を有する団体

(3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人又は団体

ただし、応募時点で18歳未満の方については、申込みの際に保護者の同意を必要とする。

6．応募方法

市実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込むか、所定の登録申込書および必要書類を、市実行委員会事務局へ持参、郵送、FAXまたはメールにより申し込む。

7．登録・取消

(1) 市実行委員会は、募集要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

(2) 市実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。

ア 本人または当該団体の代表者が市実行委員会に申し出た場合

イ 大会のイメージを損なう行為をした場合

ウ 大会運営に支障があると判断した場合

8．活動期間

活動期間は、ボランティア登録開始日から両大会終了までとする。

9．活動内容の決定

ボランティア登録者の活動内容、日時および場所については、市実行委員会が実施する活動希望調査等を参考に決定する。

10．研修等

市実行委員会は、ボランティア登録者に対し、大会への理解を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を開催する。

11．報酬および交通費

(1) ボランティア活動および研修会等への参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

(2) ボランティアであることを識別できる服飾等および食事等は、必要に応じて市実行委員会が支給する。

12. 保険

市実行委員会は、活動および研修等にあたり、必要に応じて市実行委員会の負担で、「傷害保険」および「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等については、市実行委員会は責任を負わないものとする。

13. 個人情報の取扱い

ボランティア登録者の個人情報の保護については、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲賀市個人情報の保護に関する法律施行条例に準じた取り扱いとし、関係法令の規定を遵守する。
- (2) ボランティア活動、大会および関連イベント等市実行委員会が大会の運営に必要な場合のみに使用し、その他の目的では使用しない。

14. その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

付則

この要項は、令和5年 月 日から施行します。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市大会報告書作成方針（案）

1．目的

この方針は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市広報基本計画」に基づき、本市における「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の開催状況を記録・保存し、国スポ・障スポ関係者をはじめ、多くの市民の記憶に残り、後世に未永く伝えるために作成する大会報告書の編成について基本的な事項を定める。

2．方針

大会報告書は、記録写真集を兼ねたものとし、準備経過および開催結果の記録として作成する。

3．構成

開催準備編、両大会編、資料編の 3 部構成とする。

（ 1 ）開催準備編

開催準備の様子、市民運動の様子等

（ 2 ）両大会編

式典の様子、競技の様子、競技会場の様子等

（ 3 ）資料編

開催準備経過概要、大会概要、広報啓発運動、市民運動、競技別結果、総合成績、委員名簿、企業協賛等

4．配布

（ 1 ）配布先および作成部数

市内小・中学校、高等学校および両大会関係者等、配布する必要がある範囲を十分検討し、配布先および作成部数をわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会において定める。

（ 2 ）配布時期

令和 8 年 2 月（予定）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市歓迎おもてなし実施要項（案）

1. 目的

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎接伴基本計画」に基づき、甲賀市で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下、「兩大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者を温かく迎えるとともに、心のこもったおもてなしを提供するために必要な事項を定める。

2. 内容

- (1) 接遇意識の高揚や技術習得のため、関係機関・団体等の協力を得て、ボランティアに必要な研修を行う。
- (2) 多くの大会参加者等に本市の魅力をアピールするため、案内所や競技会場で観光パンフレット等を配布するとともに、ホームページやSNS等で情報発信を行う。
- (3) 競技会場に休憩所およびドリンクコーナーを設置する。

3. その他

- (1) この要項に定めるもののほか、歓迎おもてなしの実施について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎おもてなしの実施については、必要に応じて、この要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会における歓迎おもてなしの実施については、県と協議の上決定し、実施する場合はこの要項を準用する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市案内所・休憩所設置運営要項（案）

1．目的

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎接伴基本計画」に基づき、甲賀市で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下、「両大会」という。）において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下、「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿舎、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置ならびに運営に関して必要な事項を定める。

2．設置場所

案内所および休憩所は、原則として各競技会場に設置する。

3．設置期間

案内所および休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

4．開設時間

案内所ならびに休憩所の開設時間は、原則として、開会行事または競技開始 1 時間前から競技終了または閉会行事終了後 30 分までとする。

5．業務内容

（1）案内所

- ア 大会参加者等の受付案内および資料等の配布に関すること
- イ 競技の案内に関すること
- ウ 交通、宿泊および観光、物産等の案内に関すること
- エ 案内資料等の配布に関すること
- オ 迷子、遺失物、拾得物の取扱に関すること
- カ その他各種案内に関すること

（2）休憩所

- ア 必要に応じて行う、大会参加者等への飲食物の提供に関すること
- イ その他、休憩所運営に関すること

6. その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所および休憩所の設置・運営について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所および休憩所の設置・運営については、必要に応じて、この要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会における案内所および休憩所の設置・運営については県と協議の上決定し、実施する場合はこの要項を準用する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市歓迎装飾実施要項（案）

1. 目的

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎接伴基本計画」に基づき、甲賀市で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下、「両大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者を温かく迎えるため、歓迎装飾の実施に関して必要な事項を定める。

2. 内容

（1）装飾場所

競技会場および主要駅、その他必要と認められる場所に設置する。

（2）装飾内容

看板、横断幕、のぼり旗、プランター等を設置する。ただし、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、団体および企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾を心がける。

（3）装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等との協議の上、装飾ごとにその都度定めることとする。

（4）装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、速やかに行うものとする。ただし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会が必要と認めるものを除く。

3. その他

（1）この要項に定めるもののほか、歓迎装飾の実施について必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における歓迎装飾の実施について、必要に応じて、この要項を準用する。

（3）第24回全国障害者スポーツ大会における歓迎装飾の実施については、県と協議の上決定し、実施する場合はこの要項を準用する。

お弁当メニューおよびパッケージデザイン の協力依頼について（案）

1．目的

わた SHIGA 輝く国スポ（以下、「国スポ」という。）に参加する選手、監督および役員ならびに視察員、報道員、その他関係者（以下、「大会参加者」という。）に提供する弁当のメニューおよびパッケージデザインの考案について、市内高校生に協力を依頼し、地域の高校生が普段の学びで得た知識を活用することで、国スポへの関わりを深める。

また、大会参加者に本市の魅力を感じてもらえるものにするるとともに、本市来訪の歓迎の気持ちを伝えられるものとする。

2．内容

（１）弁当メニュー

本市や滋賀県の特産品や伝統食などの活用、「甲賀市らしさ」をビジュアル化したものなど、本市のお弁当でしか食べられないメニューを提案する。

（２）弁当パッケージデザイン

本市の魅力や、大会参加者への応援の気持ちをデザインし提案する。

3．選考

（１）弁当メニュー

提案されたメニューは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）や関係機関等により選考する。

（２）弁当パッケージデザイン

提案されたデザインは、市実行委員会や関係機関等により選考する。

4．依頼先

（１）弁当メニュー

滋賀県立甲南高等学校 食と健康系列

以前より、甲南 P A や土山 S A へ地産地消商品の提案や、学校給食へのメニューの考案等の実績があるため。

（２）弁当パッケージデザイン

滋賀県立信楽高等学校 デザイン系列

「しがらき火まつり」ポスター制作等の実績があるため。

5. その他

選考により決定されたメニューは、弁当調製施設へ資料提供し、本大会の弁当調製時に可能な限り取り入れてもらう。

パッケージデザインは、必要に応じて修正等を経て本大会の弁当パッケージに採用する。

(参考) とちぎ国体でのオリジナル弁当

地場産食材を使用した内容



(益子町)



(小山市)

地元中学生、デザイン専攻学生がデザインしたパッケージ



(益子町)



(小山市)

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に
あなたも仲間
いろどる山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
応える安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局
(甲賀市教育委員会事務局 国スポ・障スポ推進室)

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

T E L : 0748-69-2253 F A X : 0748-69-2293

E-MAIL : koka30107600@city.koka.lg.jp



「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」甲賀市 P R 大使
に任命されました！

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ本市開催競技を盛り上げるため、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」甲賀市 P R 大使に任命された「にんじゃえもん」、「ぼんぼこちゃん」の紹介です。

名 前	にんじゃえもん	ぼんぼこちゃん
		
プロフィール	<p>甲南町の黒米の田んぼからまちづくりにかけるみんなの想いが集まって生まれた男の子です。 忍者発祥の地「滋賀県甲賀市」で活躍中。 甲賀流癒し忍術・ゆる忍術・エコ忍術・グルメ忍術を身につけています。 にっこり笑顔、かくれんぼが特技です。</p>	<p>信楽町観光協会のマスコットキャラクターです。 狸といえば「八相縁起」。みなさんにもその八相縁起パワーをふりまいてくれています。 趣味は、縁起をふりまいて歩くこと。 いつも笑顔で人懐っこい、ちょっとイタズラっこな女の子です。 朝宮茶でできたアイスやお菓子に目がありません。</p>
誕 生 日	平成 20 年（2008 年）10 月 7 日	平成 22 年（2010 年）4 月 18 日

詳しくは、実行委員会公式 X (旧 Twitter) またはインスタグラムをご覧ください！
P R 大使の活動の様子も紹介していきます！！

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会

第2回総務企画専門委員会

参考資料



参考資料 目次

【資料1】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催基本方針 . . . P. 1

【資料2】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画 . . . P. 2

【資料3】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則 . . . P. 4

【資料4】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会規程 . . . P. 9

【資料5】

わた SHIGA 輝く国スポ 本市開催競技会会期 . . . P.12

【資料6】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市広報基本計画 . . . P.13

【資料7】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市市民運動基本計画 . . . P.15

【資料8】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎接待基本計画 . . . P.17

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市開催基本方針

1 基本方針

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポでは、市民、各種関係機関・団体、行政が協働で大会運営を行い、全国から本市を訪れる人々を「おもてなしの心」を持ってお迎えし、年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、市民総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

また、大会を契機に、市民のスポーツへの関心を高め、より一層スポーツ活動の普及・発展に寄与するとともに、本市の恵まれた自然や歴史・産業・文化といった地域資源を全国に広く紹介する絶好の機会ととらえ、本市が目指す「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」の更なる推進を図ります。

2 実施目標

(1) スポーツで甲賀を元気にする大会

市民のライフスタイルに応じた「する」「みる」「支える」という多様なスポーツの関わり方を通して、生涯スポーツの普及・振興を図るとともに、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとなる大会を目指します。

(2) 市民協働・総参加でつくる大会

市民の参加意識の高揚を図るため、大会を身近に感じてもらえるような情報発信や啓発活動を積極的に行い、市民総参加のもと、県・市・関係団体等と緊密に連携し、大会の成功を目指します。

(3) 甲賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性による大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図ることで、子ども・若者の育成やスポーツを通じた女性活動の推進につなげます。

(4) みんながともに支え合う甲賀を目指す大会

障がいの有無や特性などにかかわらず、互いに尊重し、支え合いながら、誰もが健康で生き生きと暮らせる社会づくりにつながる大会を目指します。

(5) 甲賀の魅力を発信し、地域活性化につなげる大会

自然、歴史、文化など甲賀の魅力を見つめなおし、全国に発信するとともに、「おもてなしの心」を持って選手・関係者等を温かくお迎えすることで本市を訪れる方々に心から満足していただき、地域活性化に結び付く大会を目指します。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市開催推進総合計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）の成功に向け、年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、甲賀市民の総力を結集して準備を進めるとともに、本市が目指す「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」につながる大会の実現のため、甲賀市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のスポーツイベントとすることなく、市民のスポーツへの関心向上、さらなるスポーツ活動の普及・発展の実現と、将来のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県等との相互協力のもと、創意工夫をこらした魅力あふれる両大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、積極的に広報活動を展開するとともに、自然・歴史・産業・文化など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

（4）市民運動

大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていく。

（5）歓迎・接伴

選手・監督をはじめ、本市を訪れる人々を温かくお迎えし、自然・歴史・産業・文化など本市の魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど効率的に整備を行う。

(7) 式典

表彰式等は、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、両大会終了後の市民等の施設利用も視野に入れた整備をする。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

両大会にかかわる全ての方々の健康を確保し、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携する。

さらに、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫対策および医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、県、競技団体、警察・消防その他関係機関と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

2 年次計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、甲賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営にかかる準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び運営に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、甲賀市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 会長及び委員については、報酬及び旅費は支給しないものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催及び運営にかかる基本方針等に関する事。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) その他重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて、監事、顧問、及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 専門委員会の設置および専門委員会への付託及び委任に関する事。

- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第4項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて、常任委員会に報告するものとする。
- 4 専門委員の任期は、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会および常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、令和4年度についてはこの限りでない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の承認を得て、解散する。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、甲賀市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、令和4年5月11日から施行する。

付則

1 この会則は、令和5年2月20日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与である者は、それぞれわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会の委員、役員、顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の関係規定中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会」と読み換えるものとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則（令和4年5月11日施行）第13条第5項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会常任委員会からの付託事項又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人の権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を

聴くことができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第 7 条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は会長が委嘱する。

3 第 3 条から第 6 条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長および部会長が別に定める。

附則

この規程は、令和 4 年 5 月 1 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 2 0 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎及び接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通・警備 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

わた SHIGA 輝く国スポ 本市開催競技会会期について

○正式競技

競技	種別	競技会場	9月			10月								
			28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
サッカー	少年女子 ・少年男子	甲賀市水口スポーツの森陸上 競技場												
軟式野球	成年男子	甲賀市民スタジアム												
ゴルフ	少年男子	ヘアズパウジャパンカント リークラブ												

○特別競技

競技名	種目	競技会場	9月			10月								
			28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
高等学校 野球	軟式	甲賀市民スタジアム												

○公開競技

競技	競技会場	競技日程
グラウンド・ゴルフ	甲賀市水口スポーツの森	9月13日(土) ~ 9月14日(日)

デモンストレーションスポーツのソフトバレーボールとカロリング(いずれも水口体育館で開催)と、「わた SHIGA 輝く障スポ」のフライングディスク(甲賀市水口スポーツの森で開催)、ボッチャ(水口体育館で開催)の競技会会期は、後日決定されます。

○競技別リハーサル大会

競技	大会名	競技会場	実施予定日
サッカー	第60回全国社会人サッカー 選手権大会	甲賀市水口スポーツの森 陸上競技場	令和6年10月18日 ~23日
軟式野球	第28回西日本軟式野球選手権 大会	甲賀市民スタジアム	令和6年11月2日 ~4日
ゴルフ	-		
高等学校野球(軟式)	令和6年度秋季近畿地区 高等学校軟式野球大会	甲賀市民スタジアム	令和6年11月9日 ~16日

ゴルフ競技の、リハーサル大会は実施しません。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市広報基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」(以下「両大会」という。)に対する市民の関心や参加意欲の高揚を図るため、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画」に基づき、積極的に広報活動を展開するとともに、自然・歴史・産業・文化など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

2 内容

(1) 大会愛称、スローガン等による広報

両大会を象徴する愛称、スローガン、大会キャラクター「キャプフィー」「チャップフィー」ならびに市内キャラクター「にんじゃえもん」「ぼんぼこちゃん」等の活用及び普及により市民への周知を図る。

ア 愛称、スローガンの活用及び普及

イ 大会キャラクターの活用及び普及

ウ 大会イメージソング等の活用及び普及

エ にんじゃえもん、ぼんぼこちゃんを両大会PR大使に任命

オ にんじゃえもん、ぼんぼこちゃんの両大会用デザインの作成、活用及び普及

(2) 印刷物、広報物品等による広報

各種印刷物や広報啓発グッズを作成し、両大会開催を広く周知する。

ア ポスター、パンフレット、PR 広報誌等の作成

イ 「広報こうか」や関係機関等の刊行物への掲載

ウ 広報啓発グッズの作成

(3) メディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ広報的な情報発信に努める。

ア ホームページ、SNS 等による情報発信

イ 市の既存の広報番組等の活用

ウ 新聞、テレビ、ラジオ等による広報

(4) イベントによる広報

啓発イベントを開催するとともに、既存イベントとの連携を図り、効果的な情報発信を行う。

ア 啓発イベントの開催

イ 市、関係機関、関係団体等が開催するイベント等との連携

(5) 工作物等による広報

工作物を作製し、効果的な広報を行う。

ア 懸垂幕、横断幕等の設置

イ 地場産業を活用した、甲賀市らしい工作物の作製

ウ カウントダウンボード等の設置

(6) 大会報告書等による広報

両大会の成果を記録にとどめ、後世に伝えるため、大会報告書等を作成する。

ア 大会報告書の作成

イ 大会記録映像等の制作

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市市民運動基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」(以下「両大会」という。)に対する市民の関心や参加意欲の高揚を図るため、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、市民総参加のもと、一丸となって両大会を盛り上げていくことにより、大会終了後の市民協働のまちづくりの推進につなげる。

2 内容

(1) 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

市民一人ひとりがそれぞれの立場で大会に積極的に参加し、夢や感動、連帯感を共有できる大会とする。

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加
- イ 競技会場での観戦や応援
- ウ イベントへの参加

(2) 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を、心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいや温もりに満ちた大会とする。

- ア 明るく元気なあいさつと親切な対応
- イ 歓迎の気持ちを伝える装飾物の作製
- ウ おもてなし料理等のふるまい

(3) 生涯スポーツの推進に結び付く大会

市民が大会をきっかけに、幅広く生涯にわたって「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会づくりとなる大会とする。

- ア デモンストレーションスポーツへの参加
- イ 地域シンボルスポーツであるポッチャをはじめとする各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

(4) 甲賀市の魅力を全国に発信する大会

市民が本市の自然・歴史・産業・文化など様々な魅力を再認識し、本市を訪れる人に様々な機会を通して発信する。

ア 本市の魅力の情報発信

イ 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供

(5) ゼロカーボンシティの実現を目指す、クリーンで快適な大会

ゼロカーボンの視点に立って、環境美化活動等を通じ、クリーンで快適な大会とする。

ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動の実施

イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進

ウ 自家用車の利用自粛や公共交通機関の利用促進

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎接伴基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の歓迎接伴については、関係機関や団体等の協力を得て、全国から訪れる方々に本市の魅力を広く伝え、再度の来訪につながるよう、心を込めたおもてなしを提供する。

2 内容

（1）案内所の設置

大会参加者等の便宜を図るため、競技会場、主要駅等に案内所を設置し、競技会場、交通、観光、物産等の案内及連絡業務等を行う。

（2）休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

（3）売店等の設置

大会参加者等の便宜を図るとともに、本市の特産物等の紹介及び販売を促進するため、関係機関・団体の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。

（4）歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するため、競技会場、主要駅、その他必要な場所において歓迎装飾を行う。

（5）接遇意識の高揚

大会参加者等に対し、おもてなしの心で接遇するため、関係機関・団体等の協力を得て、接遇意識の高揚に努める。

（6）情報の発信・提供

大会参加者が必要とする情報を容易に得られるようにホームページや SNS、パンフレット等の情報発信の推進に努める。